

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

議 会 運 営 委 員 会 記 録

日	令和8年9月2日（水）（閉会中）			
時	午前11時0分 開議（ 休 憩 な し ） 午前11時42分 散会			
場 所	第1委員会室			
出席委員	前 田 健一郎	段 木 和 彦	茂 呂 一 弘	岳 田 雄 亮
	伊 藤 隆 広	渡 辺 忍	安 喰 初 美	枇 澤 洋 平
	亀 井 琢 磨	森 山 和 博	小松崎 文 嘉	
正副議長	松 坂 吉 則（議長） 川 合 隆 史（副議長）			
担当書記	岡 田 昌 樹 市 場 涼 介			
説 明 員	副市長 那須 一恵			
	総務局			
	総務局長 中尾 嘉之		総務課長 濱木 功	
	議会事務局			
	議会事務局長 香取 徹哉		議会事務局次長 小名木 啓一	
	総務課長 阿部 哲也		議事課長 安西 雅樹	
	調査課長 松木 ゆうき			
協 議 案 件	1 議案について			
	2 請願について			
	3 陳情について			
	4 一般質問について			
	5 説明員について			
	6 意見書案について			
	7 運営日程案について			
そ の 他	議長挨拶			
委 員 長 前 田 健一郎				

午前11時0分開議

○委員長（前田健一郎君） ただいまから議会運営委員会を開きます。

傍聴の皆様申し上げます。委員会傍聴に当たっては、委員会傍聴証に記載の注意事項を遵守いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長挨拶

○委員長（前田健一郎君） 協議に先立ちまして、議長の御挨拶をお願いいたします。松坂議長。

○議長（松坂吉則君） おはようございます。開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げたいと思います。

千葉豪雨により被災されました方々に対しまして、心よりお見舞い申し上げる次第でございます。また、亡くなられた方もおりますので、衷心より御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

さて、9月7日に招集されます第3回定例会におきましては、会期の前半に補正予算、条例議案等の重要案件の審議をお願いするとともに、後半には、令和7年度の決算認定議案等の審議をお願いするわけでございます。

執行部においては、現在、千葉豪雨による災害復旧に尽力している中であることを鑑みまして、千葉市議会としても、議会の日程短縮や運営面での配慮など、特別な措置を講じることが必要であると認識しております。委員の皆様におかれましては、円滑な運営に特段の理解、それから御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

開会に当たりましての挨拶はこれで終わりなんですけれども、もう一つ、正副議長からお願いすることがあります。

今、皆様のところに配らせていただいた千葉市議会の会議規則があります。これは議会運営上の問題でもありますので、ここでお願いさせていただきたいと思っております。

昨日もあったんですけれども、会議に対して、何も報告がないままお休みする方とか、そういう無断で欠席される方が多かったり、それから、これから本会議、議会が始まりますけれども、遅刻等々で何も連絡がないという方もおられます。

そういうところで、しっかりと各議員にこれを落とし込んでいただいて、条文に赤いところを引っ張りましたので、ぜひそこをもう一回読んでいただいて、もう一回規律をただしていただきたいというお願いでございます。

以上、お願いも含めまして、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（前田健一郎君） ありがとうございます。

議案について

○委員長（前田健一郎君） それでは、協議を行います。

初めに、議案について、事務局より説明いたさせます。議会事務局次長。

○議会事務局次長 それでは、議案の取扱いにつきまして御説明申し上げます。恐れ入りますが、着座にて御説明させていただきます。

資料１、配付書類の３ページを御覧願います。

今回提出されております議案につきましては、市長提出の議案31件でございます。

議案の内訳につきましては、予算案７件、条例案１件、一般議案４件、決算関連議案１件、決算の認定18件となっております。

付託先につきましては、議案付託一覧表の左の欄に記載の委員会に付託いたしたいと存じます。

令和７年度決算関係議案以外の議案の委員会別付託件数につきましては、次のページ、４ページの欄外に記載してございますように、総務委員会１件、保健消防委員会４件、環境経済委員会２件、教育未来委員会３件、都市建設委員会６件でございます。

次に、決算関係議案19件の取扱いにつきまして御説明申し上げます。

決算関係議案につきましては、全議員で構成する決算審査特別委員会を設置いたしまして、これに付託することとなっております。

また、審査に当たりましては、５つの分科会を設置いたしまして、局別の審査をお願いいたしたいと存じます。

なお、決算審査特別委員会には、委員会の審査日程等を御協議いただくため、議会運営委員会委員長及び理事で構成いたします決算審査特別委員会理事会を設置することとなりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、決算関係議案に対する質疑についてでございますが、会派の代表制で行うこととなっております。自由民主党、立憲民主・無所属、公明党、共産党の順でお願いいたしたいと存じます。

議案の取扱いにつきましては、以上でございます。

○委員長（前田健一郎君） ありがとうございます。

御質疑等があればお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田健一郎君） ないので、以上のとおり決定いたします。

請願について

○委員長（前田健一郎君） 次に、請願につきましては、資料１、配付書類５ページから７ページまでを御覧ください。

今回提出されました請願３件を請願文書表に記載の委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田健一郎君） ないので、以上のとおり決定いたします。

陳情について

○委員長（前田健一郎君） 次に、陳情につきましては、資料１、配付書類８ページ及び９ページを御覧ください。

今回提出されました陳情２件を陳情文書表に記載の委員会に議長において付託いたしますので、御了承願います。

一般質問について

○委員長（前田健一郎君） 次に、一般質問につきましては、資料 1、配付書類10ページから15ページまでを御覧ください。

市政に関する一般質問通告一覧表の記載のとおり、通告者35名、通告時間12時間55分となっておりますので、御了承願います。

説明員について

○委員長（前田健一郎君） 次に、説明員につきましては、資料 1、配付書類16ページを御覧ください。

今定例会に出席する旨、議長に報告がありましたのは、記載のとおりであります。

意見書案について

○委員長（前田健一郎君） 次に、意見書案につきましては、資料 2、令和 8 年第 3 回定例会意見書案のとおりであります。

提出会派の説明をお願いいたします。

まず、共産党さんからお願いいたします。樫澤委員。

○委員（樫澤洋平君） それでは、ナンバー 1 から御説明申し上げます。女性・女系天皇を認める皇室典範への再改正を求める意見書案であります。

本年 7 月、女性皇族が結婚後も皇室に残ることや、戦後間もない1947年に皇籍離脱した旧11宮家の男系男子が養子として皇室に入ることを認めた改正皇室典範が可決、成立いたしました。

日本国憲法第 1 条では、天皇の地位は主権の存する日本国民の総意に基づくと規定しています。しかし、国会の全会派が参加する全体会議におきましては、衆参正副議長が取りまとめた皇族数確保に関する立法府の総意には、13会派のうちの 7 会派しか賛成しておらず、とても立法府の総意とは言えない内容で今回の改正が行われたものであります。

改正案の可決後に読売新聞が実施いたしました世論調査によりますと、皇室典範を再び改正して女性の天皇を認めることに賛成は85%であります。反対は 8 %ということで、多くの国民は女性・女系天皇を認める皇室典範への再改正を求めています。

皇室典範をめぐりましては、2024年に国連の女性差別撤廃委員会が日本に対しまして男女平等の保証を求め、女性天皇を認めるよう制度の変更を勧告しておりました。女性であることのみを理由として皇位継承を認めないということは、法の下の平等に反し、女性差別を助長することにもつながりかねません。

女性・女系天皇に賛成する世論が多数を占める現状を踏まえると、皇位継承資格を男系男子に限定すべきではなく、憲法の条項及びその精神に基づき、国民の総意の下で皇室典範を再改正することが必要であります。

よって、本市議会は国に対し、女性・女系天皇を認める皇室典範への再改正を強く求めるものであります。

続きまして、ナンバー 2 でございます。避難所となる学校体育館へのエアコン整備促進のための財政支援を求める意見書案になります。

熊本県内で最大震度7を観測いたしました本年7月の地震によりまして、8月18日時点で39名の死亡が確認され、3,000人以上が避難生活を余儀なくされております。文部科学省によりますと、本年5月時点の避難所のエアコン設置率は、全国平均の約33%に対しまして、熊本県は約20%にとどまっており、多くの避難者が酷暑の中、エアコンのない避難所で過ごさなければならない状況は、まさに人災とも言えるものであります。

体育館は、子供たちの学習、生活の場であると同時に、災害時には地域の安全を守る最前線の避難施設として重要な役割を果たしております。避難所において高齢者等の要配慮者の災害関連死を防ぐためにも、エアコン設置を一層加速させることが重要であります。

一方で、体育館は規模が大きく、エアコン設置費用や維持管理費が多額となることから、財政状況の厳しい自治体にとって、その整備に必要な予算を確保することは容易ではありません。

令和6年度補正予算で新設された文部科学省の空調設備整備臨時特例交付金によりまして、学校体育館への空調整備費については2分の1が国から補助されるほか、残りの地方負担分についても地方債を活用することができ、その元利償還金の50%が交付税で措置されるため、実質的な地方負担は25%となっています。

しかしながら、本市の学校体育館のエアコン設置率は約18%にとどまっておりまして、全校への整備完了は令和11年度となる見通しであることから、整備のさらなる前倒しのためには補助率の引上げ及び維持管理費への十分な補助等が必要であります。

よって、本市議会は国に対し、避難所となる学校体育館へのエアコン整備促進のための財政支援を強く求めるものであります。

続きまして、ナンバー3、備蓄米の買戻し及び米価安定に向けた対策を求める意見書案であります。

2024年以降、約2年にわたる米価の高騰が続いてきました。しかし、2026年産米の収穫が始まる時期におきまして、米価の低落傾向が顕著となりまして、本市の米農家の間では深刻な不安が広がっております。

刈り入れ時期を迎えた産地では、農協が収穫期に農家に支払う金額として概算金を示し始めておりますが、軒並み1俵2万円以下で、昨年と比べて1万円前後低い水準となっております。これは政府が認定した平均2万535円の生産コストの指標を大幅に下回り、資材の高騰も加わることから、赤字になるとの危機感が米農家に広がっております。

直接的な原因は、米の民間在庫がかつてない規模に膨れ上がっていることであります。6月末の適正在庫は最大200万トンとされておりますが、今年は240万トンを超え、米価大暴落を引き起こした21年産米より、さらに在庫を抱える見通しであります。民間在庫が膨れ上がっている主な要因は、政府が25年産の備蓄米買入れを中止した上、備蓄米を59万トン放出し、買い戻さないことにあります。

このまま米価が暴落すれば米農家が激減し、将来的には米不足・価格高騰が常態化しかねません。全国知事会や関係団体は一致して収穫前の買戻しを要請しており、米価下落に歯止めをかけるには、放出した備蓄米を早急に買い戻し、過剰な在庫を減らすことが必要であります。また、農家の販売価格が生産コストを下回った場合には、差額を政府が補填することも不可欠であると考えます。

よって、本市議会は国に対し、備蓄米の買戻し及び米価安定に向けた対策を強く求めるもの

であります。

続きまして、ナンバー 4、核兵器禁止条約の再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書案であります。

被爆から81年が経過した今、私たちが暮らすこの地球上では、核を脅しの道具に使った軍事侵攻、あるいは国際法をないがしろにする大国の横暴な振る舞いが繰り返されております。

また、核兵器に依存する国は、核兵器を実際に使用しなくても、保有することで他国に攻撃を思いとどまらせることができる核抑止論を主張しております。しかし、本年8月の長崎市長による平和宣言では、核抑止論は極めて危うい。核兵器は必要悪でなく絶対悪であり、人類と核兵器は決して共存できないと核抑止論を批判し、核兵器廃絶を訴えております。

核兵器の開発、実験、製造、使用などを全面的に禁止します核兵器禁止条約が国連で採択されまして9年となる本年7月7日には、新たにトンガが同条約に加入し、締約・署名国はついに100か国となりました。

本年8月の広島市長の平和宣言では、今年11月から開催される核兵器禁止条約の再検討会議にオブザーバー参加し、一刻も早く締約国になっていただきたいと訴えております。今こそ、唯一の戦争被爆国として、核兵器のない社会を実現するため、我が国がリーダーシップを発揮すべきであります。

よって、本市議会は国に対し、核兵器禁止条約の再検討会議へのオブザーバー参加を強く求めるものであります。

そして、ナンバー 5、村田川治水対策の抜本的強化を求める意見書案であります。

本年8月13日にレベル 5 大雨特別警報が発表された千葉豪雨では、主に市原市北部及び本市緑区を流れる二級河川、村田川が氾濫し、近辺の本市区域において床上浸水等の甚大な被害が発生いたしました。

村田川では、令和元年10月の台風による大雨、令和5年9月の台風による大雨、そして今回の豪雨と、直近7年間で3度の氾濫が発生し、度重なる浸水被害が生じております。被災した住民からは、再三にわたり河川整備を求めてきたが、十分な対策が講じられていないことに対して、強い憤りや不満の声が上がっております。

今回の豪雨では、村田川に設置された河川監視カメラが水没するなど、河川の水位が著しく上昇いたしました。こうした状況を踏まえ、被害状況を早急に調査するとともに、今後の対策といたしまして、氾濫危険箇所の護岸工事や河道掘削、遊水地の確保など、流下能力を向上させるための対策を早急に講じることが不可欠であります。

よって、本市議会は千葉県に対し、村田川治水対策の抜本的強化を強く求めるものであります。

以上です。

○委員長（前田健一郎君） 次に、立憲民主・無所属さん、お願いいたします。亀井委員。

○委員（亀井琢磨君） それでは、ナンバー 6 からお願いいたします。働く者の声を尊重した労働法制の実現と公労使三者構成原則の堅持を求める意見書案でございます。

2019年4月から順次施行されております働き方改革関連法では、長時間労働の是正や労働者のワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、原則、月45時間、年360時間を上限とする時間外労働規制が設けられ、労働時間の適切な管理が求められております。

一方で、高市首相は昨年10月に、心身の健康維持と従業者の選択を前提とした労働時間規制の緩和の検討を厚労大臣に指示したところでございます。また、本年4月にも日本成長戦略会議において、裁量労働制や変形労働時間制などの労働時間制度の見直し検討を加速するように指示されているところであります。

厚生労働省が本年3月に公表した働き方改革関連法施行後5年の総点検による労働者を対象とした意識・意向調査では、現在の労働時間について、このままでよいと回答した人が約6割を占め、増やしたいという回答をした人は約1割にとどまっております。また、妥当と考える1か月当たりの時間外労働時間は、現行制度の上限である45時間以下と回答した人が9割を超えております。

労働時間の上限規制が適用されてからも、過労死等の労災補償の請求件数は、令和6年度が4,810件、令和7年度は6,212件と増加傾向にあり、過去最多となっております。

働き方改革関連法の施行から約7年が経過した今日においても、その目的である長時間労働の是正や労働者の健康の確保、多様なワーク・ライフ・バランスの実現はまだ果たされていないと考えております。

また、持続可能な地域経済社会を維持するためにも、誰もが安心して働きながら、生活のゆとり等も確保できる適切な労働時間規制を確立するとともに、生産性の向上を図ることが大事かと思っております。

こうした観点から、労働時間に応じた賃金の支払いという労働基準法の原則から外れてしまう裁量労働制の対象業務拡大は、長時間労働を助長するおそれがありますことから、慎重に検討されるべきものと考えております。

よって、本市議会は、以下の事項を市議会として要望したいと考えております。

1つに、裁量労働制の対象業務拡大や、変形労働時間制の要件緩和については、労働者の意識・意向調査の結果を十分に踏まえて、慎重に検討してもらいたいということ。

それから、2つ目に、労働基準法の遵守を徹底するため、労働基準監督署による事業場への監督指導を一層強化すること。

3つに、働き方改革の見直しや労働法制の改正に際しては、労働政策審議会をはじめとする協議、検討の場において、労使当事者の意見を十分に反映させるとともに、三者構成原則に基づき、民主的かつ慎重な合意形成を徹底すること。

4、時間外・休日労働の上限規制の強化や連続勤務規制の導入、勤務間インターバル制度の義務化、つながらない権利の法制化など、労働者が十分な休息と生活時間を確保できるよう法整備を進めること。

5つ目に、労働時間短縮と生産性向上を両輪で進めるために、必要な法整備や企業、労働者への支援を行うことということで要望したいと思います。

続きまして、ナンバー7でございます。公共交通における政策的運賃割引の費用負担に関する制度整備を求める意見書案でございます。

公共交通は、市民の日常生活及び地域経済を支える基幹的な社会基盤であります。通勤、通学、通院、買物などの社会参加を下支えするために不可欠な移動手段であります。また、都市圏におきましても、鉄道、モノレール、路線バス等が相互に結節しており、市内外にまたがる生活圏を支えています。

一方で、公共交通において今実施されている通学定期割引や障害のある方々の割引、それから高齢者の方の割引など、政策的な性格を有する運賃割引は、利用者負担の軽減及び移動機会の確保に大きく寄与しておりますが、費用の一部は交通事業者の内部負担に依存しているのが実情でございます。

現在、公共交通を取り巻く環境は、極めて厳しい状況にあります。物価高騰や時間外労働の上限規制適用に伴う諸問題のほか、運転手不足を背景として、本市でも全国的にも減便や路線縮小による交通空白地域の拡大が懸念されておりました、国交省も処遇改善ということがやはり大事だという認識を示しておられます。

こういう中で、政策的運賃割引の費用を事業者だけに負わせ続けることは、処遇改善や運行維持のために充てるべき原資を圧迫し、結果として地域公共交通の持続可能性を損なったり、住民福祉を損なうことにもつながるおそれがあります。そのため、国において公共交通における運賃割引を持続可能な制度として維持するために、事業者により安定的な運行と担い手確保を支援することが求められていると思います。

ということで、市議会として以下の事項を要望したいと考えております。

1 つに、通学定期割引や障害のある方々の割引、高齢者の方の割引などの政策的な運賃割引について、交通事業者の負担実態、経営への影響、運転手確保及び運行維持との関係を国の責任で調査して、公表すること。

2 つに、福祉、教育、移動保障等の政策的運賃割引については、個別事業者の内部負担のみに依存しないことを基本原則とし、関係省庁が緊密に連携し、費用負担の在り方を制度的に整理すること。

3 つに、政策的運賃割引に係る事業者負担額について、国が一定割合を補填する仕組み、その他の国庫負担または補助制度を創設することを要望したいと考えております。

最後に、ナンバー 8 ですが、学校施設における遊具の安全確保及び整備に対する財政支援の拡充を求める意見書案でございます。

近年、子供の体力、運動能力の低下、スマートフォンの普及等による屋外遊びの減少が全国的な課題となっており、子供たちの健全な発育、発達を促す環境づくりがやはり急務となっております。こうした状況の中で、学校の運動場に設置されております遊具は、体育の授業のみならず、休み時間とか放課後児童クラブ等においても、児童の体力向上や健全な育成において重要な役割を果たしております。

しかしながら、現在、多くの学校において遊具の老朽化が深刻化しております。遊具の新設や更新が進まない理由としては、国が求める学校施設・遊具の安全確保に関する各種指針や J P F A、日本公園施設業協会が定める安全基準等に適合させるために多額な費用がかかってしまうということが挙げられております。安全基準を満たさない遊具が、予算が足りない、予算がないことを理由に修繕、更新されず、単に撤去や使用禁止とされる事例が全国の自治体で相次いでおり、子供たちの豊かな屋外活動の機会が奪われております。

国の公立学校施設整備費負担金や学校施設環境改善交付金においては、校舎の耐震化や長寿命化、エアコンの設置、トイレの洋式化などが補助対象となっている一方で、学校遊具の更新、新設は補助の対象外となっております、地方自治体の自主財源に全て委ねられているのが現状であります。対しまして、都市公園の遊具については、社会資本整備総合交付金等により国

の財政支援を受けることが可能となっておりまして、学校の遊具との間に制度的な格差が生じている現状でございます。

地方自治体が財政状況に左右されることなく、学校遊具の安全対策や更新、新設、修繕を計画的に進め、子供たちが安全に、安心して外で遊べて、活動できる教育や教育環境をひとしく確保できるように、必要な財政支援を講じていくことは国の責務であると考えております。

よって、市議会として以下の事項を要望したいと考えております。

1 つに、学校施設環境改善交付金等の対象事業に学校遊具の新設、更新、大規模修繕を明記し、国庫補助・交付金による地方自治体への財政支援制度を新設、拡充すること。

2 つに、文部科学省の枠組みにとどまらず、こども家庭庁のこどもの居場所づくり関連施策や放課後児童クラブ等の環境整備の一環として、学校遊具の整備に活用できる柔軟な交付金制度を構築することを要望したいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（前田健一郎君） 次に、公明党さん、お願いいたします。茂呂委員。

○委員（茂呂一弘君） それでは、公明党より、核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書案について申し上げます。

現在、国際社会では、ロシアによるウクライナ侵攻や中東情勢の悪化などを背景に、極めて深刻かつ緊迫した状態が続いておりまして、核保有国による核威嚇や核兵器使用の懸念が一段と高まっています。

こうした状況下におきまして、核兵器の開発、保有、使用を全面的に禁止し、被害者支援や環境回復を規定する核兵器禁止条約は、核兵器の非人道性を国際法上明確に位置づける重要な枠組みとなっておりまして、これまで締約国の間で核廃絶に向けた具体的な議論が積み重ねられてきました。

一方で、日本はどうかといいますと、広島、長崎への原爆投下という歴史的経緯と、核兵器保有をめぐる議論が周辺国との緊張を高めるとの党派を超えた深い共通理解の下、1971年に衆議院において非核三原則を遵守するよう政府に求める決議を採択しました。以降、今日に至るまで平和国家として国際社会からの信頼を得てまいりましたが、現時点では日本は核兵器禁止条約を締結しておらず、核廃絶に向けた国際的議論への関与が十分とは言えません。

こうした中、本年11月に予定されております核兵器禁止条約第1回再検討会議は、これまでの取組を検証し、核なき世界に向けた国際的議論を前進させる重要な節目となります。

世界で唯一の戦争被爆国である日本は、被爆の実相を国際社会と共有し、核兵器の非人道性への理解を広げる歴史的な責務を負っております。同会議への日本政府によるオブザーバー参加は、日本が核廃絶に向けた明確な意思を国際社会に示す重要な一歩となり、同時に、日本が平和国家として歩む決意をより確固たるものとして示すことにつながります。

よって、本市議会は国に対し、核兵器禁止条約第1回再検討会議へオブザーバー参加し、核廃絶に向けた国際的議論に積極的に関与することを強く求めるものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（前田健一郎君） 最後に、自民党さん、お願いいたします。伊藤委員。

○委員（伊藤隆広君） 一級河川鹿島川、二級河川村田川、二級河川都川における河道整備の早期実施を求める意見書案でございます。

先日の千葉豪雨においても、千葉県が管轄するこれらの3つの河川が氾濫を起こしまして、周辺の宅地や農地が浸水いたしまして、市民生活に大きな影響が出ているところでございます。

当該河川は、今回だけではなく、令和元年の大雨ですとか、令和5年の台風の大雨にも同様の被害が発生しておりまして、河川周辺の住民は度重なる被害を受けているという状況でございます。

近年の気候変動によりまして、こうした豪雨災害の激甚化、頻発化が進んでいることから、市民の生命、財産を守るためにも、大雨時の河川の水位を下げるための河道整備は、非常に重要、最重要かつ最優先の対策であると考えてございます。

これは千葉県の管轄なんですけど、千葉県全体で管理している河川が200を超える中で、千葉市のこの3つの河川というところは、そういう議論は別にあるにしても、やはり千葉市民、千葉市が実際に何度もこういった被害を受けているという状況もありますことから、今、県でもそれぞれの河川で治水事業をやっているところはあるんですけども、その進捗とか、いろいろな部分もありますので、しっかり千葉市議会として、県に対して河道整備を求めたいということを意見書として提出できればいいかと思ひまして、提案させていただきました。よろしくお願いします。

○委員長（前田健一郎君） お聞きのとおりでございます。

御質疑等があればお願いいたします。茂呂委員。

○委員（茂呂一弘君） では、よろしくお願いします。

まずは共産党さんのナンバー1の女性・女系天皇を認める皇室典範への再改正を求める意見書案につきましてです。

確認なんですけど、女性・女系天皇を認める皇室典範の再改正ということですが、今回可決、成立した皇室典範につきましては、皇位継承の資格に関する議論は見送りとなっているということで、皇室、皇族数の確保を優先しての内容と認識しておりますが、そこら辺の認識といいますか、そこを確認したいと思います。取りあえず1個ずつ。

○委員長（前田健一郎君） よろしいですか。柊澤委員。

○委員（柊澤洋平君） ありがとうございます。

養子縁組を今回認めたというところでの、ここに書いてある衆参正副議長が取りまとめた当初の確保の中では、もちろんそういう議論になった。それが途中から、要するに皇族の数の部分から、やはり養子を迎えて、そこで皇位継承を図っていくというところの議論まで徐々に進んでいったという理解をしています。

だから、今回、養子の、男子が生まれたとしたならば、その子供を継承していくという方針であるということですので、そうなりますと、やはり多くの国民世論となかなか乖離をしていく面だと認識しておりますので、我々としては、やはり国民の総意に基づいた再度の議論が必要ではないかと、そういうことでございます。

○委員長（前田健一郎君） 茂呂委員。

○委員（茂呂一弘君） 持ち帰って、改めて確認、検討したいと思います。

続きまして、同じく共産党さんで、ナンバー5です。

これは確認なんですけれども、今回、村田川にあえてフォーカスしたところ、そこを確認したいと思います。

○委員長（前田健一郎君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 自民党さんがそうやって複数出していただいたという面もありまして、これは大事なことだと思っております。

やはり、とりわけ被害が3度にわたる、中にも書かせていただいたんですけれども、3度にわたる被害、これが非常に地域の皆様からの声も大きかったというところもありまして、ここは何としても進めていただきたいという思いもありまして、ここを何とか進めてほしいと、そういう思いで作らせていただきました。

以上です。

○委員長（前田健一郎君） 茂呂委員。

○委員（茂呂一弘君） 意図のところは承知いたしました。

続いて、最後です。立憲民主党さんのナンバー6になります。要望事項の中の5項目の中で、最後の5番目です。

労働時間短縮と生産性向上を両輪で進めるため、必要な法整備や企業、労働者へ支援ということなんですが、企業、労働者への支援というのはどういった内容をイメージされているのか、確認の意味でお聞きしたく存じます。

○委員長（前田健一郎君） 亀井委員。

○委員（亀井琢磨君） 生産性向上ということも、やはり企業として守っていかななくてはいけない部分もあります。

一方で、やはり労働者の働く時間を減らしていくということがありますので、例えば、A Iの導入も、あまりA Iを入れてしまうとどうかという話もありますけれども、やはり大変な作業の部分にA Iを導入することで、労働時間を減らすことはできると思うんですね。

だから、そういったものの施策を、補助金とか、そういったもので企業も応援しつつ、労働時間の短縮につながるような応援をしていくというようなイメージでございますけれども、御理解いただけましたでしょうか。

○委員長（前田健一郎君） 茂呂委員。

○委員（茂呂一弘君） 分かりました。また精査して、持ち帰って検討したいと思います。

以上でございます。

○委員長（前田健一郎君） ほかにございますか。梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 公明党さんの意見書案について、1点伺います。

同趣旨の意見書案を出させていいただいているかという認識をしております。趣旨として、ある意味、再検討会議にオブザーバー参加するというのが思いとしてあるという認識で間違いないのかというところを、るる中身の部分はあるのかもしれないんですけれども、そこはやはり同質な思いなのかというところだけ確認させてください。

○委員長（前田健一郎君） 茂呂委員。

○委員（茂呂一弘君） オブザーバー参加をまずすることで、日本が平和国家として、より周辺世界にしっかりとアピールしていくということが1つです。それと、やはり議論にしっかりと参加していくというところ、それが目的ということで挙げさせていただきました。

○委員長（前田健一郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田健一郎君） それでは、質疑もないようですので、これらの意見書案につきましては、次回以降に御協議願いたいと存じます。

運営日程案について

○委員長（前田健一郎君） 次に、運営日程案について、事務局より説明いたさせます。議会事務局次長。

○議会事務局次長 運営日程案につきまして御説明申し上げます。恐れ入りますが、着座にて御説明させていただきます。

資料の１、配付書類の17ページを御覧願います。

会期につきましては、９月７日月曜日から10月５日月曜日までの29日間を予定してございます。

議長からの御挨拶にもございましたが、さきの幹事長会議におきまして、令和８年８月千葉豪雨への対応状況に鑑みまして、前定例会において示されました運営日程案から一部変更することが決定されております。

まず、開会日の９月７日月曜日は、午後１時開会でございますが、開会に先立ちまして、先般の人事異動に伴う新任局部長等の紹介がございます。対象者は２名でございます。

開会後は、資料に記載はございませんが、千葉豪雨の犠牲者に対する黙祷を行った後、市長より豪雨災害に関する対応状況等について行政報告が行われる予定でございます。

この後、諸般の報告、会議録署名人選任、会期の決定がございます。

次に、議案の上程、提案理由の説明、請願の委員会付託がございまして、この日は散会でございます。

９月７日の本会議散会後は、議案研究を行っていただきます。期間は９月８日火曜日までの２日間でございます。なお、議案研究日程表につきましては、当日配付させていただく予定でございます。

また、決算関係議案以外の議案質疑及び代表質疑の通告締切りにつきましては、９月８日の午後４時となっておりますので、よろしくお願いいたします。

９月９日水曜日は、休会日でございます。

９月10日木曜日は午後１時開議でございまして、決算関係議案以外の議案質疑、委員会付託でございます。

なお、この日の午前11時開催の議運は、意見書案の修正等がございましたら開催させていただく予定で記載しておりますが、開催しない場合は、中止の旨を後日御連絡いたします。

９月11日金曜日と９月14日月曜日は、常任委員会でございます。

また、９月14日は請願、陳情の２回目の締切日としておりまして、締切り時刻は午後５時とさせていただきます。

９月15日火曜日と９月16日水曜日の２日間は、代表質疑でございます。

９月15日は午後１時開議で、記載の２会派による代表質疑がございます。

９月16日水曜日は午前10時開議でございまして、代表質疑は記載の２会派でございます。

代表質疑が終了いたしますと、決算審査特別委員会を設置していただき、決算関係議案を当該委員会に付託いたします。

なお、この日の本会議散会後に、9月17日の本会議の議事の流れ及び意見書案等の協議のための議会運営委員会を開催していただきたいと存じます。

9月17日木曜日は午前10時開議でございまして、当初付託いたしました議案等に対する委員長報告、討論、採決の後、意見書等の審議をお願いし、本会議は散会でございます。

なお、本会議散会後は、直ちにその場で決算審査特別委員会を開催していただきまして、正副委員長の互選、分科会の設置、分科会委員の選任、分科会の正副主査の互選、理事会の設置をお願いいたします。

ここで一旦休憩し、決算審査特別委員会理事会の開催をお願いいたします。この理事会におきまして、委員会及び分科会の日程等について御協議をお願いいたしたいと存じます。

理事会が終わりますと、特別委員会を再開し、決算の総括説明をお受けいただきます。

9月18日金曜日、資料18ページの9月24日木曜日は、決算審査特別委員会分科会でございまして、令和7年度決算関係議案の局別審査をお願いいたします。

通常4日間で行う分科会の日程を2日間に集約いたしまして、5分科会を同時に開催して審査を行います。

9月25日金曜日は、休会日でございます。

9月28日月曜日から10月2日金曜日までの5日間は、一般質問でございます。質問者につきましては、運営日程案に記載のとおりでございます。

9月28日月曜日は、午前10時開議でございます。

9月29日火曜日は、午前10時開議でございます。

また、この日の本会議散会後、改めて各分科会を開催していただきまして、指摘要望事項の検討をお願いいたします。

9月30日水曜日は、午後1時開議でございます。

10月1日木曜日は、午前10時開議でございます。

また、この日の午後休憩時に決算審査特別委員会の理事会を開催していただきまして、分科会報告等の協議をお願いいたしたいと存じます。

10月2日金曜日は午前10時開議でございます。

一般質問が終了いたしますと、本会議は散会でございますが、引き続きその場において決算審査特別委員会を開催していただきまして、分科会報告、意見表明、特別委員会としての採決がでございます。

最後に、10月5日月曜日の最終日は午後1時開議でございまして、決算審査特別委員長報告、討論、採決を行っていただき、本定例会は閉会でございます。

運営日程案につきましては、以上でございます。

○委員長（前田健一郎君） ありがとうございます。

御質疑等があればお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田健一郎君） ないようですので、以上のとおり決定いたします。

なお、本会議冒頭に、令和8年8月千葉豪雨によりお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表し、黙祷をささげたいと思いますので、併せて会派内への周知をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

午前11時42分散会